

仕様書

1. 品名

品名	規格・仕様	数量
防犯啓発用ジャガードタオル	<ul style="list-style-type: none">・材質:綿100%(今治タオルもしくは泉州タオル)・本体カラー:青または水色・サイズ:横約200mm×縦約200mm(ハンドタオルサイズ)・重さ:1枚 約23g前後・生地加工:パイル地・デザイン:別紙参照・梱包:個別OPP袋(透明)	1500枚

2. 納入場所

中央区役所市民協働課(5階 51番窓口)

3. 納品期限

令和6年7月10日

4. 業務方法

- (1) 使用するイラスト(中央区マスコットキャラクター・ゆめまるくん)のイラストデータについては、AIまたはJPEGにて提供する。
- (2) デザインイメージを元に、イラスト及び背景等のデザインを作成すること。
- (3) 業務にかかる前に、業務内容について担当職員と十分な打ち合わせを行うこと。
- (4) 製作にかかる前にサンプルを少なくとも1点、担当職員に提供し完成イメージを伝えること。
- (5) 梱包の際は異物等が入らないよう、気を付けること。

5. その他

本書にない事項または疑義が生じた時は、下記の担当に確認すること。

6. 担当

中央区役所市民協働課
担当:藤澤(ふじさわ)・西田(にしだ)
電話:6267-9841
FAX:6264-8283

ジャガードタオル（イメージ図）

※ データ上はフルカラーになっておりますが、濃い青と薄い青にて2色織りの仕上がりとしてください。
《ミニタオル》

画像データの関係で白抜きになっておりますが、背景は青にしてください。

カギかけしっかり！ ツーロック！



中央区安全なまちづくり推進協議会

グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NOx・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
 - (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
 - (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車排ガス対策グループ
電話：06-6615-7965

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

(条例の遵守)

第 1 条 受注者および受注者の役職員は、この契約の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」(平成 18 年大阪市条例第 16 号)(以下「条例」という。)第 5 条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第 2 条 受注者は、この契約について、条例第 2 条第 1 項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者(大阪市中央区役所総務課)へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第 12 条第 1 項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者(大阪市中央区役所総務課)へ報告しなければならない。

3 発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の大阪市中央区役所総務課(連絡先: 06-6267-9625)に報告しなければならない。

(調査の協力)

第 3 条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第 4 条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第 5 条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。